

障害物の除去を実施する被災の方並びに事業者の方をお願いします。

障害物の除去を実施する際は、
実施箇所が分かるよう **写真**を
撮影して下さい。

法による障害物の除去では、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等を自助・共助では除去できない状態にある場合において、自治体が施工業者等に依頼して除去するものであり、被害の状況写真がないと判断ができません。



内閣府防災担当